



## グローバルモビリティ～国内税務～

出国税 2019 年 4 月

国外転出時課税制度(出国税)における、海外赴任等を命じる際に留意すべき事項

### 1. はじめに

グローバルモビリティの第 2 回ニュースレターは国際人事に関わる税務トピックになります。

「国外転出時課税制度」は、「出国税」とも呼ばれています。最近、一般的にトピックとなっている「出国税」は「国際観光旅客税」を指している場合が多いですが、「国際観光旅客税」は、平成 30 年度税制改正において、平成 31 年 1 月 7 日より、日本出国時に徴収される税金(出国 1 回につき千円、チケット代に含まれる)となり、ここでは、「国外転出時課税制度」の「出国税」についてとりあげます。

「国外転出時課税制度」での出国税(以下、「出国税」という)は、平成 27 年度税制改正により創設され、平成 27 年 7 月 1 日に施行されました。時価合計 1 億円以上の有価証券等を保有する居住者が国外転出(国内に住所及び居所を有しなくなることをする場合に、これらの有価証券等を譲渡(売却)したものとみなして、その含み益に課税(15.315%)する」という制度です。

この制度は、主に富裕層が保有株式等を国外に移転することにより課税逃れすることを防ぐ趣旨で創設されました。制度上、一定の要件を満たす居住者が対象となるため、会社の決定により 1 年以上の海外赴任や長期出張する従業員等もその対象となる可能性があります。

そこで、出国税の対象となってしまう場合には、想定外の税負担が発生することになりかねませんので、海外赴任等を命じる際に会社は少なくとも以下の点について留意しておくことが必要でしょう。

## 2. 会社が留意すべき点

### (1) 出国税の対象となるかの事前確認

出国税の対象となる有価証券等には、従業員が自身で投資している株式等の他、会社の株式報酬制度により取得した株式も含まれます。未行使のストックオプションや未解除の譲渡制限付株式については基本的に対象から除かれます。しかし、持株会などで保有している株式は対象となりますので、従業員自身にとっても思いのほか多くの株式を保有していたといった場合があります。従業員自身が保有株式等を正しく把握していないことから、予期せず出国税の対象となることもあり得ます。

こういったことから、会社が従業員に 1 年以上の海外赴任等を命じる際には、社内説明時に税金面での留意事項とあわせて、出国税についての説明をし、該当の是非の確認を行うことが肝要です。なお、多くの外資系企業では一般的に海外赴任時に外部ベンダーによる税務オリエンテーションを行っており、税務リスクの低減を事前に図る対応がとられています。

また、出国税の対象となる場合には、出国税の申告・納税期限は、最も早いケースで出国時までとなりますので、注意が必要です。具体的には、出国までに納税管理人を設定するかどうかや担保を提供するかどうかで、出国税の申告や納税の時期、将来の出国税の減額・取消しの適用可能性が異なります。

### (2) 出国税の申告納税についてのサポート範囲の検討

会社が海外赴任に起因する税金を負担すると海外赴任規程などに定めている場合、出国税も海外赴任に起因して発生する税金の一つであることから、出国税も会社が負担することになると考えられます。

実際に出国税の対象者が判明した時に方針を検討するのではなく、出国税の負担や返金・還付方法等、事前に検討し海外赴任規程に盛り込んでおく等の処置を取っておくことで、従業員の理解も得られやすくなり、海外赴任に伴う社内手続きを円滑に行うことができるでしょう。

## デロイトトーマツ税理士法人

### グローバル エmployer サービス



シニアマネジャー 長川 真理

mari.osagawa@tohmatu.co.jp

email [deloitte.tax.ges@tohmatu.co.jp](mailto:deloitte.tax.ges@tohmatu.co.jp)

会社概要 [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュートーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュートーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事業をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**

© 2019. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001